

夫婦関係事件（離婚）の申立てについて

1 はじめに

いろいろな事情があって、夫婦間がうまくいかないのに、夫婦円満を目的に話し合いたいとか、あるいは、離婚の話し合いをしたいなどといった場合に、夫婦関係（円満調整・離婚）事件として調停の申立てをして、家庭裁判所で話し合いをすることができます（家事事件手続法244条）。

2 申立てに当たって必要なもの

- (1) 必要事項を記入した夫婦関係等調整調停申立書
- (2) 必要事項を記入した事情説明書
- (3) 必要事項を記入した連絡メモ
- (4) 資料非開示の申出書（上記(3)の中で、相手方に開示されたくない部分がある場合）
- (5) 夫婦の戸籍謄本又は戸籍記録の全部事項証明書（原則として、発行日から3か月以内のもの）
- (6) 収入印紙1200円分
- (7) 郵便切手合計1070円分（内訳：140円切手1枚、82円切手5枚、62円切手5枚、20円切手5枚、10円切手10枚、1円切手10枚）
- (8) 夫婦関係解消調停に付随して離婚時年金分割制度における年金の按分割合（分割割合）を定める申立てをする場合は、「年金分割のための情報通知書」（発行日から1年以内のもの）

※ 情報通知書の請求手続については、年金事務所（厚生年金の場合）又は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。

※ 以上は申立てに当たって通常必要なものですから、調停の際に、さらに戸籍その他の資料や収入印紙、郵便切手などをご提出いただく場合もあります。あらかじめご了承ください。

3 申立書の記入の仕方について

この説明書及び記入例を参考にしてください。

4 申立人と相手方について

夫婦のうち調停の申立てをする方が申立人となり、他の一方が相手方となります。

5 申立書等の提出先について

提出先は、原則として相手方の住所地を管轄する家庭裁判所です（分からないときは、最寄りの家庭裁判所にお尋ねください。）。申立人と相手方との間に、これと異なる家庭裁判所で調停をすることの合意があれば、その合意した家庭裁判所でも調停ができます。ただし、申立ての際、申立人と相手方が作成した「管轄合意書」という書面を提出していただく必要があります。

6 申立て後の手続について

調停の申立てがあると、調停委員会が、夫婦双方から事情や意見を十分に聴き、双方が納得のいく適切な解決ができるように話し合いを進めます。また、必要に応じて、調停が円滑に進められるように、家庭裁判所調査官が事情を聴くこともあります。

家庭裁判所から調停期日等の呼出しがあったときには、その日時を間違えないように必ず出頭してください。

7 問い合わせ先

〒540-0008 大阪府中央区大手前4丁目1番13号
大阪家庭裁判所 家事訟廷事件係
電話06-6943-5745